

令和2年8月9日

各地区柔道連盟会長 殿  
各 職 域 の 長 殿

山形県柔道連盟  
会 長 二 戸 昭 夫 (公印省略)

### 柔道指導に係る有資格者の適切な運用について（通知）

残暑の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより本県柔道連盟運営各般にわたり、格別なるご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年は新型コロナウイルス感染に伴い、すべての分野において特別な対応が求められているところではありますが、これは誰のせいでもなく、現状をしっかりと受け止め、確実に対応し一步一步前進していくことが重要であると考えております。

このような中であって、指導者各位におかれましては、四苦八苦しながらも鋭意後進の指導に尽力されていることに対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます次第です。

そこで老婆心ではありますが、各地区・職域の長は当該指導に当たりましては、全日本柔道連盟が定める「公認柔道指導者資格制度規程」、「公認柔道指導者資格制度運用要領」及び「公益財団法人全日本柔道連盟登録規程」（いずれも同連盟ホームページで確認できます）に基づき、有資格者による適切な指導がなされるよう改めてお願い申し上げます。

万一、本規程等に基づかない指導によって、重大事故等が発生した場合、公的な責任対応ができない場合も考えられますので、くれぐれもご留意下さいますよう重ねてお願い申し上げます。